

市民税・県民税(国民健康保険税) 申告の手引き

1. 市民税・県民税(国民健康保険税)の申告をしなければならない人

令和6年1月1日現在、大仙市にお住まいの方

→2ページ以降を参考に所定事項を記入して、市・県民税申告書を提出してください。

ただし、以下に該当する方は、市・県民税申告書を提出する必要はありません。

- ① 税務署へ所得税の確定申告書を提出される方
- ② 給与所得以外に所得がない方で、勤務先で年末調整を済ませている方(医療費控除、雑損控除等の控除の追加を申告をする方を除きます)
- ③ 被扶養者で所得がまったくない方(ただし、市・県民税申告書又は申告のお知らせはがきを送付された方を除きます)

大仙市では、昨年度の申告状況などから、今年度、市・県民税の申告が必要であると見込まれる方に対して、申告のお知らせはがきを送付しております。また、申告書は、前年申告時に自分で申告書を記載して提出(郵送含む)した方などにのみ送付しています。申告書等が必要な場合は、市ホームページでダウンロードいただくか、税務課または各支所市民サービス課税務担当までご連絡ください。なお、所得税の確定申告書及び通知等が税務署から送付される予定の方には、申告書やはがきは送付していません。

2. 申告書の提出期限

申告書の提出期限は、**令和6年3月15日(金)**です。

3. 申告の受付場所及び日程について

- ◆ 「市・県民税申告相談日程表」(10・11ページ)をご覧ください。
- ◆ お住まいの地区別に申告日を指定させていただいております。
できるだけ混雑を緩和するため、お住まいの地区(町内・集落)毎に、申告日時及び申告会場を指定させていただいておりますので、なるべくご自分のお住まいの指定日においでください(同封の地域別申告日程表をご覧ください)。指定日にご都合の悪い方に限り、指定日以外でも申告を受付いたします。
- ◆ 日曜日に申告相談を行います。
今年も日曜申告を行います。各地域により日程が異なりますので、来場の前に必ず「市・県民税申告相談日程表」(10・11ページ)を確認くださるようお願いいたします。
- ◆ 申告の受付時間は
＜午前の受付＞ 9:00～11:30(開場時間は8:00です。)
＜午後の受付＞ 13:00～16:00(日曜日のみ13:00～15:00)
となっております。なお、混雑等の理由により、午前に受付した場合でも、申告が午後になる場合がありますのでご了承ください。